

# 千葉県市内自治会集会施設借上費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 区長は、町内自治会活動の振興を図るため、町内自治会集会所（以下「集会所」という。）を所有しない町内自治会（千葉県町内自治会連絡協議会及び区町内自治会連絡協議会に設立の届出をした町内自治会をいう。以下同じ）が単独又は共同で使用する集会のための施設（以下「集会施設」という。）の借上に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該町内自治会に対し補助金を交付する。

## (補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる集会施設の借上は、本市内に存する集会所を所有しない町内自治会が、あらかじめ総会における承認を得て、年間契約（契約期間が1年を超えるものを含む。）を締結することにより集会施設を借上るもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内自治会の活動のため、年間を通じ継続して使用に供し、かつ町内自治会がその管理を行うもの
- (2) 町内自治会の活動のうち、規約に定める総会、役員会、部会その他の会議（以下「総会等」という。）の使用に供するもの

## (経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助額及び限度額は、次のとおりとする。

経 費	補助額（1,000円未満切捨）	限 度 額
年間契約による当該年度における借上に要する経費	経費の2分の1に相当する額（集会施設の借上が第2条第2号に掲げるものである場合にあっては、経費の2分の1に総会等による1年間の使用日数を1年間の総使用日数で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額）	1 施設につき 30万円

## (交付の申出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする町内自治会は、当該申請に先立ち集会施設借上費補助金交付申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して区長へ提出するものとする。

- (1) 集会施設借上実施予定書（様式第2号）
- (2) 集会施設を借上ることについて総会の承認を得たことを証する書類（共同で使用する場合は、それぞれの町内自治会の総会において承認を得たことを証する書類）
- (3) 町内自治会規約（補助事業が第2条第2号に掲げるものである場合に限り。）
- (4) 集会施設の使用に関する規約等
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申出書は、区長が定める期日までに提出するものとする。

3 区長は、第1項の申出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは期限を指定し所定の手続きをとるよう、また、不適当と認めるときはその理由を付して申出した者に通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、集会施設借上費補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 集会施設借上実施計画書(様式第4号)
- (2) 事業計画書
- (3) 集会施設の賃貸借契約書の写し
- (4) 収支予算書
- (5) 集会施設の写真
- (6) その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集会施設の借上の内容を変更する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (2) 集会施設の借上を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 集会施設の使用権を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 町内自治会の集会施設である旨を入口付近に表示すること。

(交付の決定及び通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、集会施設借上費補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

- 2 規則第8条第5項において準用する第6条の規定による通知は、集会施設借上費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、集会施設借上費変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を区長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに集会施設借上実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 集会施設借上利用状況報告書(様式第9号)
- (2) 事業報告書
- (3) 借上料を支払ったことを証する書類
- (4) 収支決算書
- (5) 総会等議事録(補助事業が第2条第2号に掲げるものである場合に限る。)
- (6) その他区長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、集会施設借上費補助金額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、集会施設借上費補助金交付請求書(様式第11号)を区長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、集会施設借上費補助金決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、集会施設借上費補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成3年12月9日から施行し、平成3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成3年度の予算に係る補助金については、第4条の規定は適用しない。

(附則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 集会施設借上費補助金交付申出書

(あて先) 千葉市 区長 様

住 所	
町内自治会名	
会 長 名	(※)
	(※) 認可地縁団体の場合は、記名押印してください。 上記団体以外でも、本人(会長)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度集会施設借上費補助金の交付を受けたいので町内自治会集会施設借上費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申し出ます。

### 記

- 1 補助事業の種別 集会所の借上
- 2 交付を受けようとする補助金の額
- 3 添付書類 (1) 集会施設借上実施予定表(様式第2号)  
(2) 総会議事録  
(3) 町内自治会規約(補助事業が第2条第2号に掲げるものである場合に限る。)  
(4) 集会施設の使用に関する規約等  
(5) その他区長が必要と認める書類



## 集会施設借上費補助金交付申請書

千葉市 区長 様

住 所	
町内自治会名	
会 長 名	(※)
	(※) 認可地縁団体の場合は、記名押印してください。 上記団体以外でも、本人（会長）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度集会施設借上費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

### 記

- 1 補助金交付申請額
- 2 添付書類
  - (1) 集会施設借上実施計画書（様式第4号）
  - (2) 事業計画書
  - (3) 集会所の賃貸借契約書（写）
  - (4) 収支予算書
  - (5) 集会施設の写真
  - (6) その他区長が必要と認める書類



様

## 集会施設借上費補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった集会施設借上補助金について次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

- 1 補助事業の種別
- 2 補助金の交付決定額
- 3 交付条件
  - (1) 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
  - (3) 集会施設の使用権を第三者に譲渡しないこと。
  - (4) 町内自治会の集会施設である旨を入口付近に表示すること。
  - (5) 千葉市補助金交付規則及びこの要綱を遵守すること。

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

## 集会施設借上費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した集会施設借上費補助金交付決定の一部を変更したいので次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市 区長

- 1 変更前の交付決定額
- 2 変更後の交付決定額
- 3 変更理由

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 集会施設借上費変更（中止・廃止）承認申請書

千葉市 区長 様

住 所	
町内自治会名	
会 長 名	(※)
	(※) 認可地縁団体の場合は、記名押印してください。 上記団体以外でも、本人（会長）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった集会施設借上事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉市集会施設借上費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

### 記

#### 1 変更（中止・廃止）理由

年 月 日

# 集 会 施 設 借 上 実 績 報 告 書

千葉市 区長 様

住 所	
町内自治会名	
会 長 名	(※)
	(※) 認可地縁団体の場合は、記名押印してください。 上記団体以外でも、本人（会長）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった集会施設借上事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

- 1 集会所の賃貸借期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 2 交付決定額
- 3 添付書類
  - (1) 集会施設借上利用状況報告書（様式第9号）
  - (2) 事業報告書
  - (3) 借上料を支払ったことを証する書類
  - (4) 収支決算書
  - (5) 総会等議事録（集会施設の借上が第2条第2号に掲げる場合に限る。）
  - (6) その他区長が必要と認める書類

## 集会施設借上利用状況報告書

収入の部

町内自治会名 \_\_\_\_\_

区 分	精 算 額	摘 要
	円	
市補助金		
計	円	

支出の部

区 分	精 算 額	摘 要
賃貸借料	円	
計	円	



様

## 集会施設借上費補助金額確定通知書

年 月 日付集会施設借上実績報告書により 年度集会施設借上  
費補助金額を次のとおり確定したので千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通  
知します。

年 月 日

千葉市 区長

- 1 補助金の交付決定額
- 2 補助金の確定額

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 集会施設借上費補助金交付請求書

千葉市 区長 様

住 所	
町内自治会名	
会 長 名	(※)
	(※) 認可地縁団体の場合は、記名押印してください。 上記団体以外でも、本人（会長）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した集会施設借上費補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により次のとおり請求します。

1 補助金の確定額

2 交付請求額

3 添付書類

(1) 集会施設借上費補助金額確定通知書の写し

様

## 集会施設借上費補助金決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した集会施設借上費補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取り消しの理由	

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

### 集会施設借上費補助金返還命令書

千葉市補助金交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市 区長

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。